様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	障害児入所施設、児童発達支援センターの設置の認可
根拠条例·規則名		児童福祉法
	条項	第35条第4項
所	管 部 課	福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話:048-829-1309)
審査基	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○さいたま市児童福祉施設の設置及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第66号)
準	設定等年月日	平成25年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、稀であってあらかじめ審査基準等を設定することが困難である。)
間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	